

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室
			担 当 職 員 三 宅
日 時	平 成 2 6 年 9 月 1 6 日 (火 曜 日)		開 議 午 後 2 時 0 5 分
			閉 議 午 後 3 時 3 0 分
出 席 委 員	湊 ○ 藤 本 並 河 中 村 菱 田 中 澤 石 野 馬 場 < 明 田 議 長 小 島 副 議 長 >		
出 席 理 事 者			
出 席 事 務 局	藤 村 局 長、山 内 次 長、阿 久 根 副 課 長、山 崎 係 長、三 宅 主 任		
傍 聴 者	市 民 2 名	報 道 関 係 者 名	議 員 2 名 (酒 井、井 上)

会 議 の 概 要

1 4 : 0 5

開議（湊委員長あいさつ）

1 定数・報酬について

（ 1 ）参考人及び市民の意見を踏まえた検討、結論

（パブリックコメント募集結果 別紙№1）

（ 2 ）次回の検討

10/2 13:30～

パブコメ意見に対する考え方*・答申*・条例改正案の確認

*事前に案配付

[事務局副課長説明]

< 湊委員長 >

本日は、パブコメの結果について各会派に持ち帰り、次回18日の議運の場において、各会派からの意見を報告し、議運としての考え方をまとめていきたいと考える。パブコメ結果について意見があれば伺う。

< 馬場委員 >

市民からは的確な意見をもらえたと感じている。議会だけで取り上げるような問題ではなく、市民の権利として書かれた意見が多く見受けられた。

< 並河委員 >

議員定数は、市民の間でも話題となっており、これ以上減らしてもらっては困るという意見を直接聞いている。議員だけの問題ではなく、市民にとってどうなのかを考えていかなければならないと感じた。

< 中澤委員 >

パブコメでは、素案に対する意見として反対が多いが、それは反対する意見を表明する機会として必然的なことであり、それら意見については、全体からみれば少ない件数である。むしろ私の方では、素案に賛成する意見を多く伺っている。ただし、パブコメの内容としては、今後の議会活動をしていくうえで参考とすべき意見も見受けられた。

< 湊委員長 >

これらの意見を参考に各会派内で十分検討してもらい、次回に一定の方向性を出していきたい。<了>

2 議会基本条例の見直しについて

(1) 条例改正案について (別紙№ 2)

[事務局主任説明]

< 湊委員長 >

これまでの検討経過を踏まえた内容となっているが、会派内からの意見等あれば確認しておきたい。

< 菱田委員 >

改正案の第 18 条について、会派内で議論したが、従前の規定の方がよいとの意見が強く出された。やはり、調査・法務機能の充実強化を明確にしておくべきである。

< 湊委員長 >

議長の権限に関する規定部分であるが、今回の改正では議会の取り組むべき姿勢として規定しようとするところから、議長の権限が強調されなくなる懸念が指摘されていた。その点についてどうか。

< 中澤委員 >

議会の体制強化に関する規定として、やはり、「議長は」とする方が明確になると思われる。

< 馬場委員 >

職員人事に関して、事務局職員の専門性の蓄積等を保障されるようにすることが目的であるので、そのために適切な表現が「議長」であるならば、それでよい。

< 事務局長 >

直接的な人事権は議長にあり、事務局の調査・法務機能の充実強化に取り組むのは議長の権限である。しかし、今回の見直しでは、事務局のもつ様々な機能を踏まえ、議会の組織体制強化に議会全体で取り組んでいくという姿勢を趣旨としてはどうかという提案により、検討の結果、改正案をまとめたという経過がある。

< 湊委員長 >

要するに、改正案のとおりとするか、現行のままとするかということであるが、どうか。

< 馬場委員 >

提案の趣旨により、改正案のとおりでよいと思う。議長の権限は法的にも明確である。

< 藤本副委員長 >

「議会は」となると、非常に抽象的な表現となるため、人事権の行使を含め、議長とする方が明確となる。

< 中村委員 >

「議長は」とする方がよい。

< 石野委員 >

検討結果のとおり、議長だけにその努力義務を課すものではなく、議会の意思として全体的に議会機能の充実強化をめざす方向性を示すものであるので、改正案のとおりでよいと考える。

< 藤本副委員長 >

議会全体として、円滑、効率的な運営や機能強化を図ることは当たり前のことであり、その議会の意思をまとめるのは議長であることから、やはり「議長は」とすべきである。

< 事務局長 >

主語を「議会は」とするか「議長は」とするかで意見が出されているが、その後に続く内容について、議会改革の大きな課題である政策形成・立案に注目して、調査・法務機能の強化を重視したのが現行であるが、改正案については、事務局のもつ様々な機能を含め全体的な事務局機能の強化を趣旨としているので、その点も合わせて検討願う。

< 馬場委員 >

現行規定では、補助する組織という位置付けであるものを、改正案では、議員と職員一体として取り組む姿勢を表現していることから、やはり、「議会は」という文言がふさわしいと考える。

< 中澤委員 >

議会事務局の強化としては、基本的には人事権が絡む内容が主であり、その権限は議長にあることから、議長がよいと考える。他市議会の事例はどうであるか。

< 事務局主任 >

他の市議会において、「議長は」という規定を用いている場合は、やはり議長の任免権を捉え、人事上における法務機能の充実強化を求める具体的な趣旨となっている。また、「議会は」を用いているところは、議会全体の円滑かつ効率的な運営を図る主体、議会の意思として、取り組むことを趣旨としている事例が多いように見受けられる。

< 湊委員長 >

私の意見としては、議会活動の円滑化、効率化や機能強化は当然のこととして、それを規定しておくことも考えられるが、やはり議長の権限を明確にすべきと考える。よって、議会全体として取り組むことを当然として、議長の権限を明確にできる規定を考え直してはどうかと思うが、どうか。

< 菱田委員 >

会派で議論したのは、事務局の人数が少なすぎるのではないかとということであり、法務機能を含め強化していくためには、議長が主導権をもって、人事の充実を図っていただきたいというのが根底にある。その趣旨がより明確になるよう改正に盛り込めればと考える。

< 中村委員 >

主語は、「議長は」として、その次に続く内容としては、調査・法務機能の充実に限定せず、組織体制の充実に努めるという改正案の内容のとおりでよいと考える。

< 湊委員長 >

以上の意見を踏まえ、第 18 条に関しては、皆合意できるような規定となるよう、事務局と調整し、次回協議することとしたい。 < 了 >

他に改正案について意見は。

< 菱田委員 >

会派内で議論した中では、委員会の活動に関する規定の第 15 条第 2 項の規定については、やはり委員会の活動原則として必要ではないかとの意見が出たので、再度検討したい。

< 湊委員長 >

検討の経過について事務局説明を。

< 事務局主任 >

第 2 項は、要請に基づく説明の場として、運用基準で委員会出前講座と位置付けている規定であるが、委員会の自主的な活動により、市民や関係団体等との意見交換等、多様な場を想定すべきことから、検討事項に上げたものである。検討の結果、

市民参加・連携、広報広聴関連の各条項の見直しにより整理できるものとして、第2項は削除する結論となった。

<菱田委員>

会派から出た意見として、他の委員の意見を求めたい。

<中澤委員>

あえて第2項を盛り込む必要はないと考える。

<馬場委員>

市民参加・連携に関する条項において、意見交換等の多様な場を設けることを新たに規定することから、委員会においてそれと重複するような規定を取って設ける必要はないと考える。

<菱田委員>

広報広聴の規定の中からも整理できることを含め、改正案でいくことについて、会派内の理解を求めたい。

<藤本副委員長>

次の第16条の広報広聴の充実においても、効果的な広報広聴活動を行うことを新たに規定するので、その趣旨に第2項は包括されるものと理解している。

<湊委員長>

以上の意見により、第15条は改正案のとおりとする。＜了＞

他に意見がなければ、第18条は調整を要するが、その他は改正案のとおり改正を行うこととする。＜了＞

(2) 運用基準の見直しについて(別紙№3)

[事務局主任説明]

<湊委員長>

広報広聴会議委員長の菱田委員から補足の説明は。

<菱田委員>

条例第7条「議会報告会等」及び第16条「広報広聴の充実」に関する運用基準案については、広報広聴会議で検討した結果である。基本的には、現在の取り組みに即し、一定のルール化を図る内容であり、よろしくお願いします。

<湊委員長>

各委員の意見は。

<並河委員>

請願者等の意見陳述に関して、改正案の「2人まで」とした場合、3人以上の希望者の想定に対応できないことから、柔軟に「2人程度」として、実際には委員会で諮ればよいのではないかと。

<湊委員長>

委員長の采配により、趣旨説明は10分以内で収まるようにすればよいのであり、その後の質疑に関しては、2人以上であっても対応できるようにすればよいと考えるが。

<事務局長>

今回の条例改正により、意見陳述を協議会ではなく委員会の中で行うことから、より厳格な運用が求められ、傍聴者と意見陳述者を明確に区別しておく必要がある。

<馬場委員>

2人までを目途とし、10分以内で行えるようにすればよいのではないかと。

<中澤委員>

請願の趣旨は請願書で概ね理解できることから、補足的な説明を受ける場として、

10分は長く、1人5分程度が適当である。むしろ質疑応答を主として考えたい。

< 菱田委員 >

会派からは、議会は広く市民の意見を聴くという立場をとっている以上、協議会から委員会に取り扱いを変更することにより、何も人数も時間も制限しなくてもよいのではないかという意見があった。制限をかけるということよりも、市民の思いをしっかりと議会の場に伝えてもらうことが大事ではないかと考える。

< 中澤委員 >

説明に関する一定の制限は必要である。その後の質疑は、時間制限を設けるものではないので、その中で深めればよいのではないか。

< 菱田委員 >

中澤委員は、意見陳述と趣旨説明とは別との考えであるのか。

< 中澤委員 >

意見陳述者への質疑が原則であり、意見陳述者以外に的確な応答ができる方がいる場合、それを制限する必要はないと考える。

< 事務局長 >

申し出をした意見陳述者以外は傍聴者であり、その傍聴者と意見陳述者とは明確に分けておくべきである。正規の委員会で傍聴者が発言することは認められるものではない。その点を踏まえて意見陳述者の人数を検討願いたい。

< 湊委員長 >

以上の意見を踏まえ、人数は「2人程度」とし、その申し出を行った者以外は、傍聴者として発言できないことを了解願いたい。 < 了 >

他に意見は。

< 馬場委員 >

傍聴者への資料提供について、現行基準では、「議長又は委員長が提供するにふさわしくないと判断した資料は提供しない。」とあるが、基準が曖昧であり、原則は情報公開であることを踏まえた表現にすべきと考える。

< 湊委員長 >

事務局で調整願う。次回検討する。 < 了 >

(3) 会議規則改正案について (別紙№4)

[事務局主任説明]

< 湊委員長 >

各委員の意見はないか。

< 中澤委員 >

第50条「発言の許可等」の改正に関して、「演壇又は質問席」という表現では、一括質問の2回目以降は、質問席が自席となるように読み替えるのか。

< 事務局主任 >

本来は、一問一答方式で質問する場合は質問席で行うよう、明確に規定すべきであるが、一問一答に関しては、後の第64条で初めて規定されることになることから、それを先に第50条で用いることは例規上好ましくない。原則としては演壇又は質問席で行うという趣旨であり、ただし書き以降の「簡易な事項」の取り扱いについて、本市議会の申し合わせにより、議席で発言する範囲を定めていることから、その運用で問題はないと考える。

< 湊委員長 >

改正案のとおりでよい。 < 了 >

3 陳情等の取り扱いについて（別紙№5）

[事務局長説明]

< 湊委員長 >

各委員の意見は。

< 馬場委員 >

議長の供覧に留めるものも、議運に報告されるという理解でよいか。 < 了 >

< 菱田委員 >

現申し合わせの「直ちに写しを送付する」部分について、原則としてはそのように取り扱うべきである。例えばメールで連絡し、詳細は事務局に問い合わせるようなことも、直ちに伝える一つの手法である。提出者からの問い合わせに対応できず、議会や議員に対し不信を招くことになりかねない。

< 湊委員長 >

そのように対応していきたい。

< 事務局副課長 >

文言としては、改正案のとおりでよいのか確認したい。

< 菱田委員 >

「直ちに」という表現は明確にしておくべきである。

< 事務局長 >

直ちに周知するという表現でどうか。

< 湊委員長 >

「陳情等を受理したときは、直ちに議員に周知する。」こととする。 < 了 >

4 その他

なし

散会 ～ 15 : 30